

リージョナリズムはグローバリズムに対抗するか

諫山 正

新潟青陵大学短大部人間総合学科教授

1 グローバル化時代における リージョナリズムの潮流

21世紀に入って世界経済の枠組は我々の予測を超えて大きく動き始めている。欧州におけるEUの拡大と深化、北米大陸を被うNAFTAの形成、そして90年代前半まで最も高い経済成長を遂げ、アジア通貨危機を経て再び世界経済の成長を牽引したアジア・環太平洋諸国においては、APECを始めとするさまざまな地域経済統合・局地経済圏の形成が注目されている。いわゆるリージョナリズム（地域主義）の新たな胎動である。地球上の一定の地域で複数の国家や地方自治体が集まって経済活動の単位を作り、国家を越えて結集していこうというものである。その最先端としての典型がEUにおける統一通貨ユーロの実現である。小論ではそうした世界経済の潮流を鳥瞰する

紙幅がないので一枚の図におさめた（図1）。

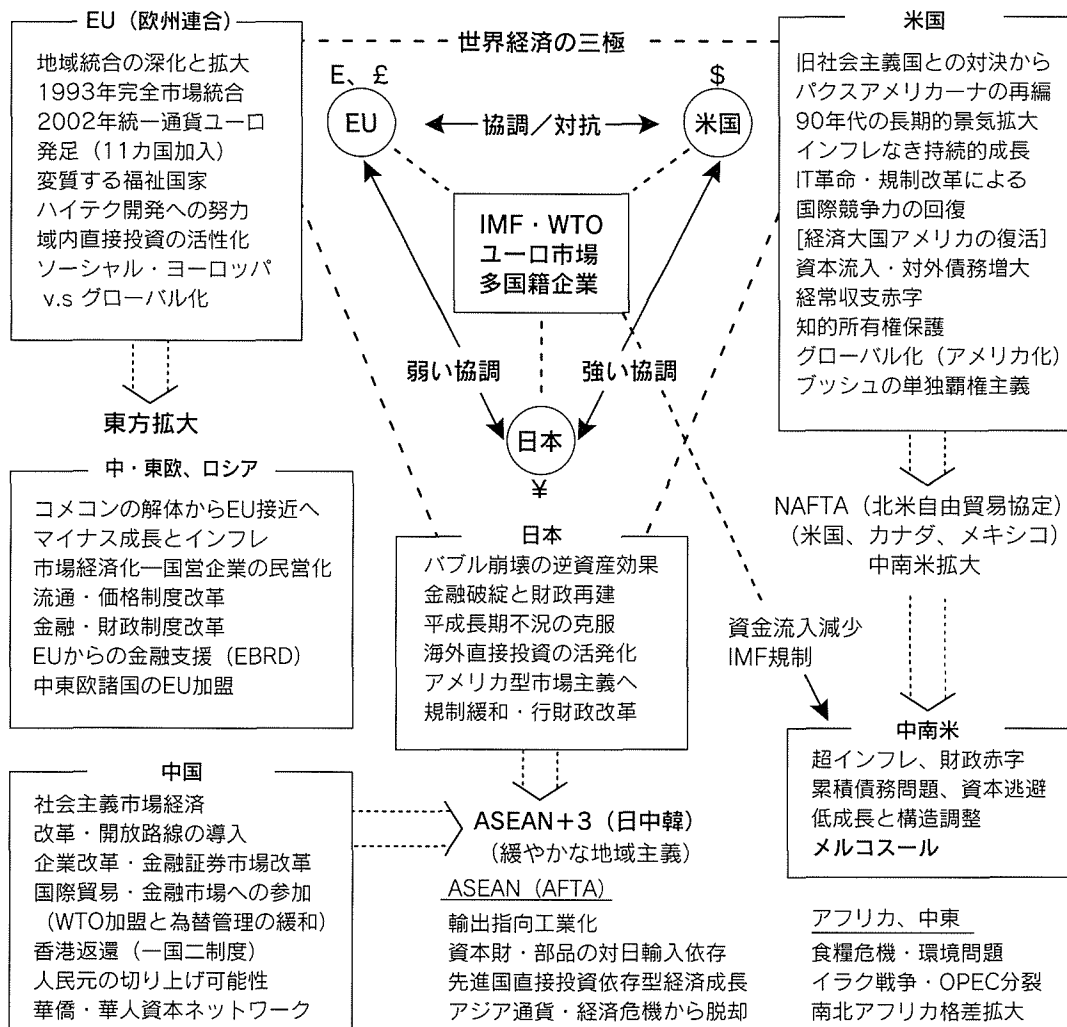
ウルグアイ・ラウンドの最終合意に基づく新たな世界貿易秩序の形成（WTOの出発）、アジア通貨・経済危機にみられるようにアジアの金融・資本市場を翻弄した国際的資本移動などのグローバリゼーションの潮流に対して、このような地域主義の胎動は地域的な障壁を築くものであり、まさしく逆流として作用しているかのように見える。ことにリージョナリズムの傾向を重視する立場からは、EUの通貨統合、NAFTAの形成をもって「世界経済のブロック化」傾向が格段に強まったとみる主張は従来から少なくない。

例えば「アメリカは米加自由貿易地域の創設を中心に通商ブロックの形成を推進」「EC諸国は域内市場の統合による経済ブロックの形成に着手」したことによって「世界経済に二大ブロックが形成される」（石崎明彦『日米経済の逆転』東京大学出版会、1990年）といった議論には、世界恐慌以降の1930年代における通商ブロックと戦後期の地域統合を短絡的に同一視する傾向があり、かつまた地域経済統合の発展段階の違いについて十分に考慮されていない。EUのようにより高い次元の統合を実現した地域経済統合もあれば、NAFTAのように自由貿易地域にすぎないものと同じレベルで論じることが出来ない。ましてやAPEC（アジア太平洋経済協力会議）のように「アジア太平洋経済コミュニティ」を目指し、あ

いさやま ただし

1959年九州大学経済学部卒。東京教育大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。68年新潟大学人文学部講師、教授を経て01年定年退職。01年新潟青陵女子短期大学国際文化学科教授のち現職。著書に『地域経済統合と北米自由貿易協定』などがある。

図1 21世紀初頭の世界経済—グローバリズムとリージョナリズム



くまでもオープン・リージョナリズムを看板にしている地域統合もある。もっともこのオープン・リージョナリズムという表現に対しては、あくまでも統合の理念であって、実体は地域統合のもつ域外諸国に対する差別的・閉鎖的性格を隠蔽するマニピュレーションにすぎないのではないかという批判もある。従ってAPECの場合は、域内自由化の進め方いかんによって、より制度化が進み排他的なものになっていくものなのか、より緩やかな協議体として開放的なものになっていくの

か現段階では予測の域をでない。

ドイツのE・コッホは、こうした多様な地域経済統合を図2のように統合の段階によって類型化している。きわめて教科書的であるが議論する場合には判りよい。そこでこれに従えば、NAFTAは①の自由貿易地域の段階にあり、加盟国は域内の関税は相互に廃止するが、第三国に対しては自主的な関税政策を採用できる。例えばカナダは、第三国であるスウェーデンからのチーズ輸入に対して20%関税を課しているが、アメリカは10%関

図2 地域統合の発展段階

①自由貿易地域	域内関税の廃止
②関税同盟	域内関税の廃止+域外共通関税
③共同市場	域内関税の廃止+域外共通関税+自由な要素移動
④経済同盟	域内関税の廃止+域外共通関税+自由な要素移動+共通経済政策
⑤経済通貨同盟	域内関税の廃止+域外共通関税+自由な要素移動+共通経済政策+統一通貨
⑥政治統合	域内関税の廃止+域外共通関税+自由な要素移動+共通経済政策+統一通貨+共通の行政機構

出所) Eckart Koch, Internationale Wirtschaftsbeziehungen. Bd.1 Verlag Vahlen 1998

税を課しているというように、第三国市場に対しては相対的に開放的である。それに対してEUは1993年のマーストリヒト条約が目指した完全統合・統一通貨を実現し、⑤の通貨同盟の段階にある。EU加盟国は第三国に対して対外共通関税を義務づけられており、自由貿易地域に比してより第三国に対して差別的であり、ブロック的性格を強く持っている。南米南部共同市場（メルコスール）は③共同市場であり、現段階のAPECは、さし当たりそのいずれにも該当しない、ということになる。あるいはこのような段階区分が古いのかもしれない。

このように世界経済における新しい地域主義的再編が進み、世界のあらゆる地域で国境を越えた統合の動きが進んでいるわけであるが、他方でこれと相反するグローバリズムの潮流がある。金融のグローバリゼーションによる国際金融・資本市場の統合化・等質化、G5の政策協調に基づく国際通貨体制安定化の試み、ウルグアイ・ラウンド以降のWTO通商体制再編の動向など、ポスト冷戦後の世界経済秩序を求めてグローバル・システムの再編が進展している。

グローバル・システムとは、国際通貨システム、GATT通商体制、国際金融市場、経営資源・人的資源の国際移動さらには地球環境問題の解決と

いった領域における全地球的な相互依存のシステムである。例えば金融のグローバリゼーションとは、ユーロ市場の発展を媒体にした各国金融市場の機構・制度・機能・慣習・金融手段などの統合化・等質化が各国における金融の国際化・自由化の進展をもたらしている事態を意味している。金融取引が東京の金融市場とかニューヨークの金融市場とか、あるいはロンドンの金融市場といった日米英各国の通貨当局の規制の下だけで独自に機能しているものではなくて、ユーロ市場といった国際金融市場を媒介として、資金や資本の動きが、各国金融当局の様々な制約を超えてネットワークを結んでいくというのが国際金融市場におけるグローバル・システムである。

またWTO体制の下において多角的交渉を通じて貿易自由化の進展をはかることも世界貿易のグローバル・システムに寄与しているものといえよう。その上、現段階におけるそれぞれの地域統合は対抗する側面と同時に相互依存の関係にあり、強力なネットワークで結ばれていることである。EUやNAFTAなどの条約や協定等によって制度化された地域統合が排他的性格を持つのは当然としても、地域統合相互間の資金移動や企業間リンク、情報・物流のネットワークはより一層強化されていることに注目すべきである。

2 現代のリージョナリズムの二面性

前述のように少なくとも表面的には、グローバルizmとリージョナリズムという二つの流れが世界経済のなかで交錯し、対抗しあっているように見える。NAFTAやAPECなどの新しい動きが、その域内だけの貿易自由化や経済協力にすぎないとすれば、確かにグローバル化時代に逆行していると言えなくもない。しかし他方で部分的地域の経済自由化は全体的世界的経済自由化に発展する側面を否定できない。

例えばEU化とグローバル化がEU加盟国に及ぼす影響について、「EU化とグローバル化を性格分けできるとしても、EU加盟国の国民にとっては両者ともほとんど同様に外圧ととらえられることになる」「欧州経済の各分野に市場メカニズムを再生させようと試みられた政策が、EU諸国の多くの国民には、自分たちの築いてきた経済社会システムの破壊として受け取られる」との指摘もあるし（藤沢利治「EU化とグローバル化」、『グローバル資本主義下の世界経済』お茶の水書房、所収、2004）、統一ドイツについては「EUの一員として、単一通貨ユーロの導入やEUのいわゆる東方への拡大を推進しつつ、しかもヨーロッパ化する過程であり、またグローバル化を受け入れつつ、それに対抗する過程でもあった」（戸原・加藤・工藤『ドイツ経済』有斐閣、2003）という受け止め方がある。

少し視点が異なるが、60年代から70年代初めにかけてのリージョナリズムの特徴を「自由・無差別・多角主義」のIMF・GATT体制に対する対抗と捉え、これを「戦後リージョナリズム」と規定する一方、90年代以降における多くのFTA形成などのリージョナリズムの新しい波を「新リージョナリズム」と規定する注目すべきOECD（1995）やWorld Bank（2001）の見解がある（田中素香「EU・欧州協定」、浦田秀次郎編著『FTA

ガイドブック』ジェトロ所収、2002）。田中（前掲）によれば、「新リージョナリズム」が「戦後リージョナリズム」と異なる点は、①の広がり「戦後」のそれに比して世界的規模であること、②関税・数量制限撤廃から、財・サービス・投資の障壁撤廃に多様化していること、③「閉鎖的地域ブロック」から「オープンなモデル」に移行していること、④NAFTAや欧州協定のように先進国と途上国が同権であること、⑤地域をまたぐFTAが増えていること、等が挙げられている。

以上に紹介した見解の共通点は、グローバル化時代におけるリージョナリズムは、グローバル化時代に適応しながらFTAを形成しているところに特徴があるというべきだろう。

3 新リージョナリズムの検証

a. EU

地域経済統合の動きの中で「経済ブロック」としての色彩をもっとも強く、経済規模も一番大きいのがEU（欧州連合）である。EUはいわゆる東方拡大によってポーランドなどの東欧諸国が新たに参加し現在加盟国25カ国を擁し、地理的にはスイスをのぞく欧州全域に跨がっている。フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグがEEC発足当初からの6カ国で、それ以降にイギリス、デンマーク、アイルランド（以上1973年）、ギリシャ（1981年）、スペイン、ポルトガル（以上1986年）、オーストリア、スウェーデン、フィンランド（以上1995年）等々が順次加盟して90年代末には15カ国であった。

EUの前身ECはEEC発足以来すでに30年以上の長い前史をもっている。発足当時のEECが、一面でアメリカに対抗する側面を強くもっていたことはいうまでもない。共通農業政策はもろにアメリカの農産物輸出に対抗する性格をもっていた。それはウルグアイ・ラウンド交渉に向けてピークに達し、その後WTOの創設によって対抗

よりも米欧の協調が目立つようになった。1993年市場統合は、従来から進めてきた「財・サービス・労働・資本の移動における非関税障壁も含めた撤廃や許認可体制の調和」という、より高度な市場統合の完成を目指したが、中でも運輸、情報通信、金融などのサービス部門の共同市場化が重要であった。

例えば物流とか情報通信ネットワークを促進するため、統一基準を作ったことである。完全自由化が契機となって情報通信ネットワーク化が全欧的規模で非常に急なテンポで進められ、ドイツでは連邦郵便・テレコム为民営化によってこれに対応した。規制緩和によって物流人流のネットワークが充実し、とくに冷戦の終結は東西に分断されていた欧州の国際交通ネットワークとしての鉄道の役割を甦らせた。東西両ドイツの鉄道の一体化、フランスを筆頭とした高速鉄道網の建設、ドーヴァー海峡のユーロトンネルの完成（1993年）などが実現し、軌道系の陸上輸送のネットワークが一段と高度化した。こうした共同市場の完成はヨーロッパ・スタンダードをさらにグローバル・スタンダードに同調させることによってグローバル化の導管ともなった。

また完全市場統合の最も厄介な課題は、金融市場統合であった。ひとつの大陸で国境を接しながら、また産業経済の分野は均質化が進んでも、金融分野での機構・制度・機能・取引慣行・金融手段はなかなか等質化・統合化できなかった。金融制度を見てもイギリスタイプ、ドイツタイプとは歴史的に大きく異なっていた。金融市場統合を実現するには、加盟国の金融制度を等質化・統合化していかなければならない。例えばドイツでは、従来から銀行業務と証券業務の兼営が認められていたが、〈アルフィナンツ〉と呼ばれる全面的な金融自由化が進み、業際間の規制緩和によって、大銀行と生保企業との合併・提携も始まり、イギリスでは、いわゆる「ビッグバン」とよばれる一大金融制度改革が断行され、銀行・証券間の垣根

が取り払われることになった。

こうして欧州金融資本市場における〈ヨーロッパ・スタンダード〉が形成されていく。金融自由化のテンポが遅れているスペイン、ポルトガルなどでは、EU全体での共同の資本市場創設に参加するために、否応なしに資本市場改革が促進された。こうして金融分野でも〈グローバル・スタンダード〉を受容しやすい条件が形成されたのであった。そのことは欧州金融資本市場とアメリカ金融資本市場とのアクセスが容易になることを意味し、ヨーロッパの金融機関もまたグローバリズムの洗礼を受けることになる。

この場合単一通貨「ユーロ」の実現はどのような意味を持つのであろうか。確かにユーロ導入によって、域内における為替リスクがなくなり、少なくともユーロランド11カ国においては通貨の違いがなくなったわけであるから、米ドルとは異なるユーロを中心とした巨大な金融資本市場が形成されたことになる。「EUにおける金融市場の統合が、十分に進展するならば、外国為替市場の取引費用が低下し、金融資産取引における主要な通貨がドルからユーロに代わり、ユーロが為替媒介通貨としての役割を担うようになる」（Alogoskoufis, Portes and Rey, 1997）といった過大評価の予測通りではないが、ユーロ建ての債券市場が活性化したことは確かであるし、為替相場も一時のユーロ安が反転していることも確かである。その意味ではユーロは基軸通貨ドルとの対抗的側面を強くもっている。むしろドルの慣性効果は依然として強いので、ただちに複数基軸通貨体制を予測することはできないが、ヨーロッパ域内はむしろのこと、アジア―欧州間、アメリカ―欧州間における為替媒介通貨としてのシェアは増大するといって良い。これは欧州におけるリージョナリズムの所産であり、国際通貨面におけるグローバリズムに対抗するものといえよう。

b. NAFTA

EU統合が2次にわたる欧州通貨危機を克服して、漸く統一通貨ユーロの実現を達成したのに対して、アジア太平洋地域に影響力を拡大しつつある地域統合は、北米自由貿易協定（NAFTA）である。1989年にアメリカとカナダの間で米加自由貿易協定が結ばれ、91年からの交渉の末92年メキシコがこれに加わることに合意した。93年11月には米国議会での批准をへて3国間協定が結ばれ、1994年1月にNAFTAとしてスタートした。

その結果、北米大陸には関税全廃・非関税障壁の撤廃・投資規制の排除等を目的にした広大な自由貿易地域が出現した。その他に米州大陸には中米自由貿易協定やアンデス自由貿易圏などがあるが、さしあたり日本、NIEs、ASEANがNAFTAに重大な関心を抱いているのは、米国を中心としたNAFTAが第3国に対して排他的ブロック性を有するかどうかである。NAFTAはなんといってもアメリカという農工兼備の経済大国とカナダという資源の豊かな国の連合である。それに新興工業国のメキシコが加わる。この3カ国が協定によって自由貿易地域を形成する。EUと比較して地域経済統合モデルの段階としては相当の違いがある。しかしNAFTAは自由貿易地域といいながらも、資本やサービスなどの移動の自由を含んでいるので、共同市場としての性格も強い。

アメリカ・カナダ両国の自由貿易協定の動きは、第2次大戦後からの両国経済の依存関係の深まりという実体を反映したものであった。カナダの製造業、石油、保険などの分野には、多くのアメリカの多国籍企業が参入しているし、また米ドルとカナダドルとでは実質為替レートは長期的には安定しており、他の主要通貨と比較しても乖離の幅は小さい。カナダは米国にとって実質的「ドル圏」といってよい状態であった。

カナダ側が80年代により包括的自由貿易路線へと転換したのは、経済不況からの脱出するために米国経済のダイナミズムを導入する必要がある

たからである。さらに緊急なものとして相殺関税の乱用といった米国における保護主義的措置を回避するためにカナダ側が積極的に交渉に乗ったのである。実際に締結された自由貿易協定のカナダ側にとっての最大のメリットは米加貿易における紛争処理メカニズムであった。

一方米国にとってカナダは日本、台湾と同様の対米貿易黒字国であったが、自由貿易協定を締結することによって、1988年「包括・競争力法」といった米国の保護主義的色彩を弱める必要があった。同時にEUや東アジア諸国に対する牽制という狙いがある。カナダとの相互の市場開放の実績を背景に日本やEUに対して多角的貿易交渉の場に引き出すこともできる。米国は米加自由貿易協定で貿易と投資の機会拡大を求めたのは、カナダ経済が米系多国籍企業によって支配されているにも関わらず（カナダに対する直接投資残高に占める米国のシェアは、62.5%）、トルドー政権下においては「国家エネルギー計画」といった外資規制の産業政策などによって米系企業が不安定化したトラブルを排除したいという強い要求があった。こうして米加両国は、関税・非関税障壁を段階的に撤廃することで、両国間の商品・サービスの流れが活発化するという点で一致した。

また米加自由貿易協定の特徴の一つには、相手国がお互いの輸出財に関して関税をかけないというだけでなく、原産地ルール（50%の北米コンテンツ）を明確にしたことがある。また両国間ではEUでも進められているものと同様に技術規格の統一を進めて、非関税障壁の撤廃をもめざしている。さらに米加自由貿易協定では、仮にカナダは日本と自由貿易協定を結んでも、それは米国との自由貿易協定に抵触しないという原則にたっており、さしあたり第三国に対する差別的なものを含んでいない。その点が米国が多角的貿易交渉に「自由貿易協定」を持ち込む根拠となっている。

NAFTAが「世界経済のブロック化」の促進要因だと第三国からは脅威の対象とされるのは、先

進工業国の米加両国に新興工業国メキシコが加わったからである。メキシコは、発展途上国から中進国へと成長したが、工業化の水準は二、三の他の中南米諸国と同じレベルであり、また中南米諸国との依存関係も深い国である。このメキシコが加盟したということで、米国はNAFTAを軸に中米、中南米というものを統合して一種のパンアメリカン・ブロックを作るのではないかと危惧されたわけである。

メキシコは80年代後半から対外自由化政策を採用し、貿易と投資の自由化を押し進めてきた。米墨間の貿易は全メキシコ輸出のおよそ4分の3を米国が占めていた。米国市場は若干の非関税障壁があったがメキシコにとっては最大の市場であり、債務累積から復活をはかるメキシコのパートナーとしては最良のものであった。

こうして加盟3カ国の域内分業もEU域内の水平型に対比して米国中心の垂直型である。しかし米加自由貿易協定では50%コンテンツであった自動車貿易における原産地ルールも62.5%に引き上げられるなど排他的ブロック性が強められてい

る。米国政府はあくまでもNAFTAはGATT体制に合致している主張し、自由貿易の理念に逆行するものではないと強調していたが、現実には原産地ルールの乱用のケースが多く、第3国に対しては財の制限するための手段として用いられている。その結果第三国企業にとっての投資環境は悪化せざるを得ない。この原産地ルールとともにNAFTAがもつ戦略的性格は、それを補完する環境と労働に関する協定が締結されたことに示されている。この補完協定の締結によって米国は環境汚染と低賃金労働の影響を阻止することができる。米国にとっては、NAFTAを発展途上国に拡大適用するさいにネックとなる環境と労働問題を解決したことになる。

こうして米国にとって自由貿易協定の対象国が無限に拡大されたことは、今後の米国の対外経済戦略を考える上で重要である。言い替えればアメリカにとってはリージョナリズムがグローバリズムと同一のベクトルで機能しているといえよう。■

